

脱路上生活者の就労継続期間の分析

鈴木亘

I はじめに

2002年の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下、自立支援法)施行以来、自立支援センターや各種シェルターの整備、巡回相談・就労支援の強化、東京都の地域生活移行支援事業¹⁾、ホームレスに対する生活保護受給基準の実質的緩和²⁾など、ホームレスに対する自立支援施策が急速に進められてきた。このこともあるって、この法律が規定する「路上生活者」という意味での狭義のホームレス³⁾数は、2003年の25,296人から直近の2009年には14,554人(厚生労働省(2009))と大幅な減少を記録している。

当然ながら、この1万4千人余りのホームレス達や、今後新たに流入する層の脱路上生活化をどう進めるかということは、引き続き重要な政策課題である。しかしながら、それに匹敵し得るほど重要な政策課題として、新たに浮かび上がってきたのが、「畠の上に上がった(一般住居に移住した)」元ホームレス達の自立生活を、如何に安定的に持続させるか、ということである。実際、この数年間のホームレス自立支援施策の結果として、相当数のホームレス達が路上生活を脱したが、その中には再路上化した者も少なくない。例えば、厚生労働省が取りまとめた直近の全国調査(厚生労働省(2007))では、18%のホームレスが自立支援センターやシェルターの利用経験を持っている。また、路上生活の前か後かは定かではないものの、24%のホームレスが生活保護制度の利用経験を持っており、こうした一度は「畠の

上に上がった」脱路上生活者が、ホームレスという「プール」に再流入している状況を垣間見ることができる。

しかしながら、「畠の上に上がった」脱路上生活者の生活実態は、政策の注目度が低いためか、厚生労働省をはじめ、行政機関や民間機関においても調査が行われておらず、実態の把握が進んでいない。ほぼ唯一の例外的な調査として、虹の連合・大阪就労福祉居住問題調査研究会(2007)⁴⁾を挙げができるが、この調査によれば、脱路上生活者の就労率は49%と低く、さらにその就労者の雇用形態は76%が常勤職以外であり、安定的な就労環境に恵まれていない。また、現在の居住環境も、中高齢単身者の基準にあてはめて、4分の3以上が最低居住水準以下の住宅に居住しており、3畠未満の狭小住宅に住んでいる人も1割弱存在している。健康面の悪さや孤立化した生活環境もあいまって、かなりの割合の脱路上生活者が不安定な状況におかれている実態が明らかとなっている。こうした脱路上生活者の状況をどう改善し、どう支援してゆくか、課題は山積している。

こうした中、本稿は、「畠の上に上がった」脱路上生活者の就労継続に焦点を当てた分析を行う。路上生活から脱却したホームレスが、その生活を継続するためには、生活保護制度に頼らない限り、仕事をどれぐらい継続できるかという点が鍵を握る。路上生活を脱却後、あるいは自立支援センター等の中間施設を経た後に、最初に就いた仕事をどれぐらいの間継続できたか、その継続期間にどのような要因が影響しているのか、さまざまな支援は有効か、といった点を統計的に探った。

本稿の構成は次の通りである。II節では、本稿の分析の元になるデータについて説明を行なう。III節は、推計モデルと推計結果を示す。IV節は結語である。

II データ

1 調査方法

本稿が用いているデータは、人権運動団体「虹の連合」の委託で、筆者もメンバーの一人である大阪就労福祉居住問題調査研究会（代表：大阪市立大学文学部 水内俊雄教授）が実施した「もう一つの全国ホームレス調査」（以下、虹連調査）である（虹の連合・大阪就労福祉居住問題調査研究会（2007））。この調査は、2006年4月から2007の4月までの約1年間をかけ、全国63団体のホームレス支援組織を訪問し、一般住居に移った脱路上生活者⁵⁾を、全国42都市で660人、聞き取り調査したものである。なお、ここで全国とは、北海道（旭川、札幌、函館）、宮城県（仙台）、新潟県（新潟）、群馬県（高崎）、埼玉県（さいたま、戸田、川口）、千葉県（市川、千葉）、東京都（23区）、三多摩地区各市、府中）、神奈川県（横浜、川崎、厚木、湘南各市）、静岡県（静岡、浜松）、愛知県（名古屋）、岐阜県（岐阜）、滋賀県（大津）、京都府（京都）、大阪府（大阪市、大阪府下各市）、和歌山県（和歌山）、兵庫県（神戸、尼崎、姫路）、岡山県（岡山）、広島県（広島、福山）、徳島県（徳島）、香川県（高松）、愛媛県（松山）、福岡県（福岡、北九州、久留米）、熊本県（熊本）、鹿児島県（鹿児島）、沖縄県（那覇）の各県・各都市である。各県別のサンプル数などの詳細は、虹の連合・大阪就労福祉居住問題調査研究会（2007）を参照されたい。この虹連調査では、脱路上生活者以外に、現役の路上生活者に対しても別途聞き取り調査を実施しているが、本稿では、脱路上生活者分のデータのみを分析している。

調査は、2006年4月より研究会の各研究者・支援者が全国各地に赴き、各地の支援団体に聞き取り調査協力の依頼を行ない、協力が得られた団体に対して、自前で調査可能な団体には調査を依頼

し、そうでない場合には、研究会から調査員を派遣する形で、家庭訪問を行った。調査はどちらの場合も、予め統一の調査票を作り、聞き取り者が聞き取りを行ないながら、その調査票を埋めてゆくというスタイルで実施した。各支援団体にはなるべく実態を反映するように多種多様な脱路上生活者を選ぶよう依頼したが、調査に協力的で比較的問題行動の少ない人々が選ばれた可能性は否定できない。また、そもそも、支援団体自体も調査に協力的な団体であり、この点にもバイアスがあると思われる。しかしながら、こうした脱路上生活者に対する全国規模の調査実施は全く始めての試みであり、バイアスが伴っていても、ベスト・アベイラブル・データとしての価値はあるものと思われる。

2 変数の加工方法

分析サンプルは、路上生活から脱した後、まず就労を開始したサンプルのみを用いている。すなわち、「路上生活を脱却されてから、あるいは施設を退所されてから仕事に就かれたことはありますか」という質問に対して、「はい」と答えたサンプルのみである。ここで、「施設」とは、一般住居に移る前に、過渡的に入所していた自立支援センターや無料低額宿泊所等を指す。虹連調査では、こうした通過的施設を幅広く考えて「中間施設」と呼んでいるが、具体的には、自立支援センター、無料低額宿泊所、救護施設、NPOや市の借り上げ住宅、病院、公園・駅シェルター、一時保護所、更正施設、支援者の個人宅、宿所提供的施設、ケアセンター、アセスメントセンター、一泊シェルター、施設の緊急棟などを指す。就労サンプル306のうち、こうした中間施設を利用したサンプルは221人であり、79サンプルが路上から直接に一般住居に移っている（6サンプルが不明）。

本稿の分析対象は、この最初の就労の継続月数である。まず、前間に引き続き、「その仕事を今も継続しておられますか」という質問を行い、「いいえ」と回答した場合にはその仕事の継続期間を直接尋ねているので、その月数をとった。一方、「はい」を回答した就労継続者は、現在までの継

表1 記述統計

変数	変数の加工方法	サンプル数	平均	標準偏差
女性	女性 = 1, 男性 = 0	306	0.052	0.223
単身	単身者 = 1, それ以外 0	306	0.948	0.223
年齢		291	54.4	10.1
年齢 ² 乗		291	3066.5	1037.3
最長職：常用雇用	常勤の被雇用 = 1, それ以外 0	306	0.650	0.478
最長職：日雇	日雇 = 1, それ以外 = 0	306	0.072	0.259
不健康	よくない, あまりよくない = 1, それ以外 0	306	0.239	0.427
隣近所とよく付き合っている	よく付き合っている = 1, それ以外 0	306	0.157	0.364
家を行き来する友人・知人ある	よくある = 1, それ以外 0	306	0.284	0.617
住宅入居前の利用（病院）	利用滞在施設該当あり = 1, それ以外 = 0	306	0.046	0.209
住宅入居前の利用（無料低額宿泊所）	同上	306	0.170	0.376
住宅入居前の利用（宿泊提供施設）	同上	306	0.010	0.099
住宅入居前の利用（更正施設）	同上	306	0.023	0.150
住宅入居前の利用（救護施設）	同上	306	0.023	0.150
住宅入居前の利用（自立支援センター）	同上	306	0.288	0.453
住宅入居前の利用（公園シェルター）	同上	306	0.020	0.139
住宅入居前の利用（ケアセンター）	同上	306	0.010	0.099
住宅入居前の利用（一時保護所）	同上	306	0.033	0.178
住宅入居前の利用（緊急一時保護センター）	同上	306	0.010	0.099
住宅入居前の利用（支援者個人宅）	同上	306	0.016	0.127
住宅入居前の利用（NPO・市の借り上げ住居）	同上	306	0.056	0.229
住宅入居前の利用（その他）	同上	306	0.020	0.139
住居入居前の施設利用無し		306	0.258	0.438
施設スタッフと現在もかかわり有り	スタッフと現在かかわりあり = 1, なし = 0	306	0.399	0.490
施設スタッフと現在もかかわり有り×無料低額宿泊所利用		306	0.111	0.315
施設スタッフと現在もかかわり有り×自立支援センター利用		306	0.199	0.400
施設スタッフと現在もかかわり（生活・住宅の相談）	相談, 該当あり = 1, それ以外 = 0	306	0.062	0.242
施設スタッフと現在もかかわり（仕事の相談）	同上	306	0.062	0.242
施設スタッフと現在もかかわり（健康面の相談）	同上	306	0.039	0.194
施設スタッフと現在もかかわり（その他諸々の相談）	同上	306	0.147	0.355

注) 分析データより、筆者加工。

続期間を計算する。まず、その中で中間施設に入所していた人々は、退所年月が把握されているので、退所年月から調査時点までの月数を計算した。一方、路上生活から中間施設を経ず、直接畳の上に上がった人々については、今回の一般住居での生活保護にかかった時期（生活保護受給者のみ）と、現在の住居に移った時期をたずねているので、両者から調査時点までの期間の長い方を就労継続

期間とした⁶⁾。サンプルの中には、継続期間が10年以上となるようなサンプルもあったが、自立支援法施行以降の政策の効果をみるために、5年（60カ月）を超える就労継続期間のサンプルは落としている。表1には分析に用いる主な変数の加工方法、記述統計をまとめている。

さて、本稿の分析の焦点の一つは、こうした就労継続に、中間施設スタッフのその後の支援が有

表2 中間施設スタッフとのかかわり

	病院	宿泊料低額	施設提供	更正施設	救護施設	自立支援センタ	公園センター	ケアセンター	一時保護所	緊急一時保護センター	支援者個人宅	NPO・市借り上げ住居	その他
施設スタッフと現在もかかわりあり	42.9%	65.4%	0.0%	0.0%	57.1%	69.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	64.7%	50.0%
かかわり方(生活・住宅の相談)	7.1%	3.8%	0.0%	0.0%	14.3%	10.2%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	11.8%	33.3%
かかわり方(仕事の相談)	0.0%	17.3%	0.0%	0.0%	0.0%	10.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%
かかわり方(健康面の相談)	28.6%	1.9%	0.0%	0.0%	28.6%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	16.7%
かかわり方(その他諸々の相談)	0.0%	32.7%	0.0%	0.0%	14.3%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	23.5%	0.0%
サンプル数	14	52	3	7	88	6	3	10	3	5	17	6	

注) 分析データより、筆者加工。

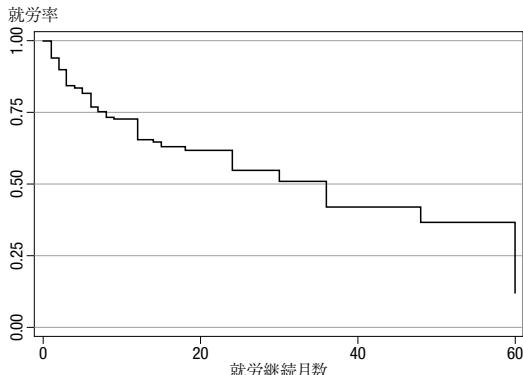
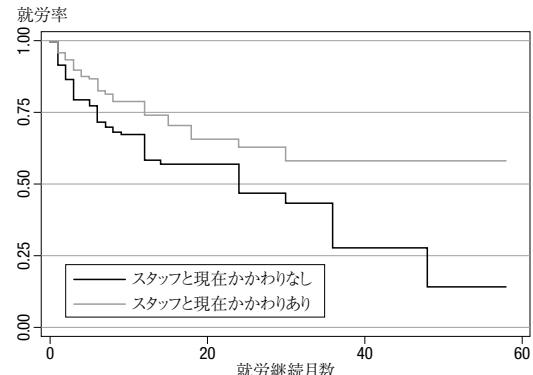


図1 就労継続期間と就労率1

図2 就労継続期間と就労率2
(中間施設スタッフとのかかわりの有無)

効かどうかという点である。中間施設の中には、救護施設や自立支援センターのように、アフターフォローとして一般住居に移った脱路上生活者に対する支援を一定期間、補助金として予算化しているところがある。また、無料低額宿泊所や、NPOや個人の借り上げ住宅等を通過した場合にも、中間施設スタッフが継続して何らかのかかわりを持っていることが多い。そのため、脱路上生活者がどの中間施設を通過したかによって、中間施設スタッフのかかわりの有無にはバラツキがあり、その効果を検証することが出来る。表2は、中間施設別に現在のかかわりの状況を見たものであるが、関わる比率が高いのはやはり無料低額宿泊所、自立支援センター、救護施設等である。一方で、宿所提供的施設、更正施設、ケアセンター、一時保護所、緊急一時保護センター等を経由した

ものは、全く中間施設スタッフとのかかわりを持っていないことがわかる。

III 分析

1 ノンパラメトリック分析

まず、カプラン・マイヤー法 (Kaplan-Meier)による就労継続期間と就労継続者の割合をグラフ化したものが、図1の通りである。横軸が就労継続月数、縦軸が就労を継続している割合(就労率、1.00が100%)である。当初、急激に就労率が下がって行くが、だんだんと下がり方がなだらかになって行くことが分かる。

次に図2は、中間施設のスタッフとのかかわりが現在もある場合とない場合で、就労継続の状況がどのように変わるかを示したものである。上方

に描かれているグラフがスタッフのかかわりがある場合、下方に描かれているのが無い場合であり、スタッフのかかわりがある場合の方がどの期間をとっても就労率が高く、したがって継続期間が長いことがわかる。統計的な検定方法であるlog-rank検定を行っても χ^2 検定値は、5.71（p値 = 0.0169）であり、有意に継続期間に違いがあることが確認される。

2 比例ハザードモデルの推計結果

次に、中間施設スタッフのかかわりを含め、就労継続期間にどのような要因が影響を与えるか、比例ハザードモデルによる推計を行った。現在までに就労を辞めている人の場合には、その継続期間は確定しているが、現在も就労が継続している人の場合は、現在までの期間は中間ラップに過ぎず、今後も継続すると考えられる。これを統計的

表3 比例ハザードモデルの推計結果

	推計 (1)		推計 (2)	
	ハザード率	標準誤差	ハザード率	標準誤差
女性	1.040	0.665	1.003	0.606
単身	1.373	0.828	1.162	0.762
年齢	0.907	0.063	0.923	0.067
年齢2乗	1.001	0.001	1.001	0.001
最長職：常用雇用	1.379	0.399	1.362	0.386
最長職：日雇	0.675	0.385	0.717	0.396
体調が良くない・あまり良くない	1.460 *	0.337	1.454	0.350
隣近所とよく付き合っている	0.766	0.275	0.683	0.263
家を行き来する友人・知人ある	1.522 ***	0.242	1.517 **	0.253
住宅入居前の利用（病院）	0.802	0.428	0.684	0.428
住宅入居前の利用（無料低額宿泊所）	0.478	0.218	0.537	0.251
住宅入居前の利用（宿泊提供施設）	2.295	1.519	1.933	1.383
住宅入居前の利用（更正施設）	0.429	0.268	0.441	0.267
住宅入居前の利用（救護施設）	1.901	1.468	1.274	1.250
住宅入居前の利用（自立支援センター）	1.402	0.414	1.286	0.356
住宅入居前の利用（公園シェルター）	0.429	0.412	0.381	0.320
住宅入居前の利用（一時保護所）	2.838 ***	1.119	2.897 ***	1.173
住宅入居前の利用（支援者個人宅）	2.062	1.029	1.777	1.037
住宅入居前の利用（NPO・市の借り上げ住居）	1.768	0.874	1.971	0.959
住宅入居前の利用（その他）	6.629 ***	3.390	5.997 ***	3.372
施設スタッフと現在もかかわり有り	0.584 **	0.163	—	
施設スタッフと現在もかかわり（生活・住宅の相談）	—		1.143	0.482
施設スタッフと現在もかかわり（仕事の相談）	—		0.676	0.388
施設スタッフと現在もかかわり（健康面の相談）	—		0.649	0.498
施設スタッフと現在もかかわり（その他諸々の相談）	—		0.262 ***	0.127
Number of obs		253		253
Log likelihood		-436.15221		-432.68995

注) Cox Proportional Hazard Modelによる推定。標準誤差は不均一分散を考慮した Robust Estimator である。

*は10%，**は5%，***は1%基準で有意であることを示す。

には「打ち切り（censoring）」と呼ぶが、打ち切りがある場合の継続期間の分析としては、サバイバル分析と呼ばれる手法が一般的であり、本稿は、その中でも最も一般的な「Cox の比例ハザードモデル」と呼ばれる手法を用いた。具体的なモデルは、次の通りである。

$$\lambda(t_i) = \lambda(t_0)\exp(X'\beta) \quad (1)$$

$\lambda(t_i)$ はハザード率であり、大まかに言って、就労継続期間が t 期まで続いているとして、持続期間 t の後に就労をやめてしまう確率である。サバイバル分析ではこのハザード率をモデル化する。 $\lambda(t_0)$ はベースライン・ハザードであり、個人間で変わらない要素を表している。Cox の比例ハザードモデルでは、このベースライン・ハザードの形状を特定することなく、個人間の差異のみを推定することが出来る。その具体的な差異は、 $\exp(X'\beta)$ の部分であり、 X は説明変数、 β は推定されるパラメータである。説明変数としては、中間施設のスタッフが現在までかかわりを持っているかどうか、どのようなかかわりを持っているか、近所や友人とのかかわりといった要因のほかに、年齢や性別、健康状態、中間施設の種類などを用いることにした。

表 3 はその推計結果である。まず、推計 (1) をみると、施設スタッフと現在もかかわりあり、という変数が有意となっている。係数はハザード率で表示しているため、係数の大きさから解釈すると、スタッフと現在もかかわりがある人は、そうでない人に比べて、就労を毎月継続できる確率が 41.6% も増加することがわかる。また、体調がよくない・あまりよくないという変数も有意であり、不健康な場合、健康な場合に比べて仕事を毎月継続できる確率が 46.0% 減少する。興味深いのは、家を行き来する友人が居る場合にはむしろ就労継続の妨げとなるということである。つまり、仕事を毎月継続できる確率が 52.2% 減少する。友達選びは重要である。

また、推計 (2) は具体的なスタッフとのかかわり方を区別して推計したものである。健康や仕

事などの特定の相談をする関係よりも、その他諸々の相談を受ける場合に、就労継続期間が長くなることがわかる。すなわち、そういった相談にのる場合には、73.8% も就労継続確率が増す。

3 自立支援センターと無料低額宿泊所の差異

ここで、さらに細かく、代表的な中間施設である自立支援センターと無料低額宿泊所について、就労継続の差異をみてみよう。両者は表 2 でみたように、中間スタッフが関わる率についてほとんど差異が見られないが、就労継続の状況は大きく異なる。まず、図 3 は、自立支援センターと無料低額宿泊所の就労継続期間と就労率の関係をみたものであるが、上に描かれている無料低額宿泊所の方が、就労継続率がかなり高いことがわかる。log-rank 検定を行っても χ^2 乗検定値は、10.04 (p 値 = 0.0015) であり、有意に継続期間に違いがあることが確認される。

スタッフのかかわりの効果について差異はみられるだろうか。図 4 は、無料低額宿泊所の場合について、スタッフのかかわり有無による就労継続期間の差異をみたものであるが、上に描かれたスタッフのかかわりがある場合の方が就労継続率が顕著に高い。log-rank 検定を行っても χ^2 乗検定値は、7.47 (p 値 = 0.0063) であり、有意に継続期間に違いがある。一方、図 5 の自立支援センターについても、わずかに上方に位置するのがスタッフのかかわりがある場合であるが、その差異は顕著ではない。log-rank 検定を行っても χ^2 乗検定値は、0.05 (p 値 = 0.816) と、有意な差が得られなかった。

これらの結果をどう解釈すべきであろうか。まず、自立支援センターと無料低額宿泊所の就労継続率の違いであるが、一つの解釈は、そもそも無料低額宿泊所に入所した層と自立支援センターに入所した層で、就労能力や意識に違いがあるというものである。近年は、自立支援センターといえども必ずしも就労意欲が高い人々ではなく、福祉的な措置を求めての入所も少なくない（鈴木亘・阪東美智子 (2006)）。一方で、無料低額宿泊所の場合には、自治体によっては、一定期間後の就労

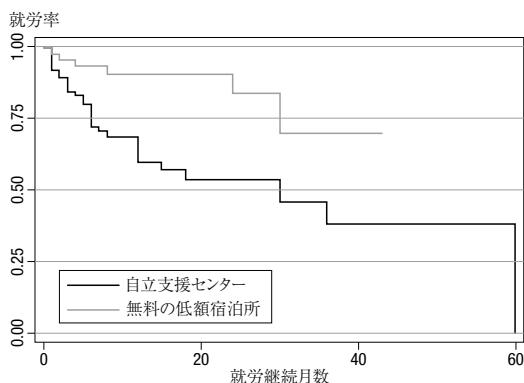


図3 就労継続期間と就労率3
(無料低額宿泊所と自立支援センターアの比較)

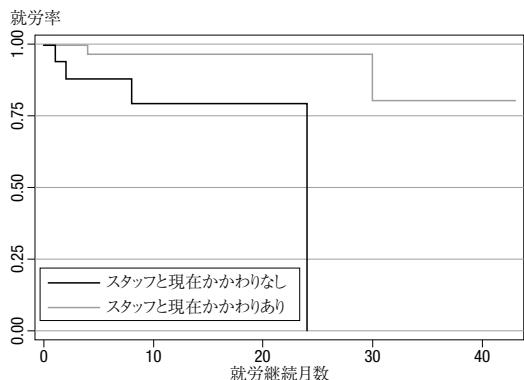


図4 就労継続期間と就労率4
(無料低額宿泊所におけるスタッフのかかわりの有無)

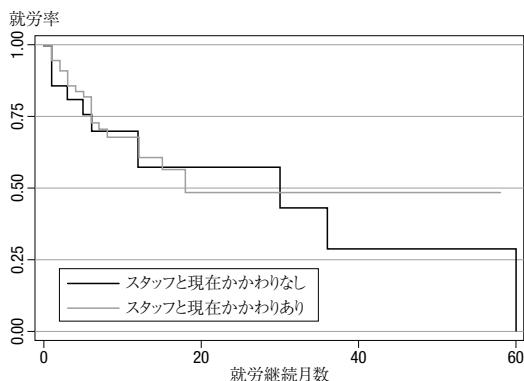


図5 就労継続期間と就労率5
(自立支援センターにおけるスタッフのかかわりの有無)

自立を入所の条件にしている場合もあり、より若く、就労意欲・能力が高い層が入所していた可能性がある。もう一つの解釈は、入所期間中の就労訓練、就労支援策の差が、その後の就労継続率に影響しているというものである。最近、質の劣悪な無料低額宿泊所の問題がマスコミで数多く取り上げられているが、無料低額宿泊所の質はまさに玉石混交であり、マスコミが取り上げているのはほんの一部分であることに注意が必要である。実際、筆者が見学に入った無料低額宿泊所の中には、かなり優れた就労訓練、就労支援策を有している質の高い中間施設も少なくなかった。

一方、スタッフのかかわりについて、無料低額宿泊所で効果が著しかった一方、自立支援センターで効果が確認できなかったことはどうみるべきだろうか。一つの解釈は、スタッフのかかわりの内生性である。自立支援センターのスタッフがアフターフォローを熱心に継続するという場合は、むしろ就労継続の危うい「心配な」脱路上生活者であった可能性もある。この場合、スタッフのアフターフォローでようやく、それが無い人々と同じ程度の就労継続が果たされているのかもしれない。しかしながら、一方で、一部の自立支援センターについては、アフターフォローの努力不足という面も否定できないと思われる。実際に、筆者が以前、見学を許された自立支援センターではアフターフォローをすべて電話で行ない、しかも電話の時間が9時～5時の時間帯で行なっているところがあった。もし脱路上生活者が就労を継続している場合には、通常、この時間帯には自宅にいないはずである。もっとも、それぞれの解釈は一種の仮説であり、本稿ではサンプル数が少ないこともあります、これ以上細かい分析を行うことができない。しかし、少なくとも一部の自立支援センターのアフターフォローには、もう少し努力・改善の余地が残されているものと思われる。

IV 結語

現在、「路上生活者」という狭義のホームレス数が減少する中で、既に「畠の上に上がった」元

ホームレス達の再路上化防止策、生活支援策が相対的に重要性を高めている。本稿は、こうした脱路上生活者への支援策を考える上で重要な就労期間の分析を行った。具体的には、全国規模の脱路上生活者の聞き取り調査（虹の連合・大阪就労福祉居住問題調査研究会（2007））のデータを用いて、一般住居に移った元ホームレス達が、最初についた就労をいつまで継続したか、その就労継続期間と継続期間に与える諸要因の分析を行った。まず、ノンパラメトリックな手法で分析すると、現在の生活に移る前に入所していた自立支援センターや無料低額宿泊所等のスタッフと、アフターフォロー等の形でかかわりが継続している場合に、就労期間が顕著に長くなることがわかった。具体的に、比例ハザードモデルにより推計すると、こうした中間施設スタッフとのかかわりがある場合には、無い場合に比べて、就労を毎月継続できる確率が41.6%も増加する。また、具体的なかかわり方としては、仕事や住宅、健康問題に特化した相談を受けるのではなく、生活全般にわたってさまざまな相談にのるほうが効果的であることも明らかとなった。

現在、救護施設については2年間、自立支援センターについても一定期間の元入所者へのアフターフォローが補助金によって予算化されているが、無料低額宿泊所をはじめとする民間の支援施設には全くアフターフォローの予算が付いておらず、ボランティアに任せられているのが現状である。そのため、中間施設によっては、元入所者へのアフターフォローやかかわりが全く存在していないところもある。まずは、中間施設のかかわりなく、あるいは、路上から直接一般住居に移った場合でも、中間施設スタッフや支援者のその後のかかわりに予算を投じて制度化し、積極的なアフターフォローが行なえるようにする必要があるだろう。また、自立支援センターや救護施設のアフターフォローについても、期間を延長したり、そのやり方を工夫する余地があるものと思われる。

今、こうしたアフターフォロー予算化の効果について、簡単に試算をしてみよう。就労ができなくなった場合には、厚生労働省（2007）から2割

程度は再路上化するものの、残りの多くは生活保護受給者となると考えられる。実際、虹の連合・大阪就労福祉居住問題調査研究会（2007）の660人の脱路上生活者のうち、実に68.8%は、生活保護受給者となっている。この虹連調査によれば、全福祉のケースで生活保護受給者の平均生活費は月額11万5千円余りであり、この全額が公費負担となっている。アフターフォローが予算化・制度化され、就労が継続されれば、この生活保護費の公費負担が節約されることになる。つまり、アフターフォローによって就業継続がなされると、41.6% × 11.5万 × 8割で、1人当たり月約3.8万円の公費が削減される。これに対して、アフターフォローにかかる費用（人件費への補助）は、例えば月に2回、1回当たり2時間程度の相談を受けるとしても、1人当たり月1万円を超えることは無いだろう。したがって、純粋に公費の損得という面から見ても、脱路上生活者へのアフターフォローを予算化・制度化することは「得」であり、合理的な政策であると考えられる。もちろん、それにより、脱路上生活者達の再路上化を防ぐことができ、彼等が安定的で自立した幸福な生活を営むことが出来れば、公費の損得をはるかに超える意義があることは言うまでもない。

謝辞

本稿は、鈴木（2008a）を元に、大幅に加筆修正したものである。分析の元になったデータは、筆者も参加した虹の連合・大阪就労福祉居住問題調査研究会（2007）が全国で聞き取り調査を行なったものである。調査を主催された虹の連合特別代表の松岡徹氏と大阪市立大学水内俊雄教授をはじめ、調査に携わった数多くの研究者や学生、支援者の方々、そしてもちろん聞き取りに協力いただいた元ホームレスの方々に感謝を申し上げたい。

又、国立社会保障・人口問題研究所で行われた執筆者会議において日本女子大学岩田正美教授及び国立社会保障・人口問題研究所阿部彩室長から有益なコメントを頂戴した。

注

- 1) 2004年6月に、東京都は自立支援システムでは対応が困難な公園等に居住するホームレスを対象に、借上げアパートを2年間低家賃で貸付け、就労支援により自立を目指す地域生活移行支援事業を開始した。
- 2) 生活保護法は「生活扶助は被保護者の居宅において行う」と定めているが、厚生労働省は2003年7月に「居住地がないことが保護の要件に欠けるものではない」と全国に通達（厚生労働省社会・援護局保護課長通知「社援保発第0731001号ホームレスに対する生活保護の適用について」）し、またこの間、各自治体において適宜進んだ敷金支給の運用緩和等によって、ホームレスへの生活保護受給が急速に進んだ。
- 3) この法律では、ホームレスの定義を、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設をゆえなく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者と定義されている。
- 4) そのダイジェスト版として水内(2007)がある。
- 5) 関西と関東で言葉遣いが異なり、この虹連調査では狭義のホームレスを野宿生活者、野宿生活から脱した人々を脱野宿生活者と呼んでいる。本稿では、筆者にはやや違和感があるものの、厚生労働省の呼称に合わせて路上生活者、脱路上生活者と呼ぶことにした。
- 6) これは、路上生活脱却直後に居住していた住宅を現在も住み続けているとは限らないためである。

参考文献

- 厚生労働省 (2007) 「平成19年ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)の分析結果案」
ホームレスの実態に関する全国調査検討会（第5回）配布資料・参考資料
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/09/s0912-10.html>
- 厚生労働省 (2009) 「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果」
鈴木亘・阪東美智子 (2006) 「ホームレスの側からみた自立支援事業の課題」『季刊・住宅土地経済』No. 63, pp. 15-23
- 鈴木亘 (2008a) 「6章補論 就業継続期間の分析」
阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会
- _____ (2008b) 「7章 ホームレス対策と生活保護」
阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会
- 虹の連合・大阪就労福祉居住問題調査研究会 (2007)
『もう一つの全国ホームレス調査～ホームレス「自立支援法」中間見直しをきっかけに～』
<http://www.osaka-sfk.com/homeless/index.html>
- 水内俊雄 (2007) 「もう一つの全国ホームレス調査—厚労省調査を補完する—」『季刊 Shelter-less』No. 32, pp. 83-122

(すずき・わたる 学習院大学教授)